

# わたしの提言

## ○投稿内容：市役所職員のたばこ休憩について

民間の企業では、決められた休憩時間内でのたばこ休憩しか認められていない場合もあるのに、市職員は好きな時間に好きなだけ休憩しているように見受けられます。特に、たばこ休憩を10分以上とっている方もいるようで、きちんと働いていただきたいものです。

健康増進のため市役所や北森駅の敷地内は全面禁煙としてはいかがでしょうか。(2023年7月)

## ○回 答

7月6日に課長で構成する定例庁議において、職員の休憩の取り方等について、ご来庁される市民の皆様の誤解を招くことがないように、喫煙場所での滞在時間を短時間とすることを伝え、あらためて全職員へ周知を図ったところでございます。

また、喫煙については、令和元年7月1日の健康増進法の改正により、市役所屋内及び敷地内を全面禁煙とし、「特定屋外禁煙場所」を定めて運用しております。

たばこが嗜好品であることや、市内の葉たばこ生産者への支援、たばこ税の収入など、市として配慮する面もございますので、全面的に禁止できない状況を御理解いただきますようお願い申し上げます。(総務課行政係)